

大腸がん検診精密検査実施協力医療機関 登録制度

I 目的

- 1 大腸がん検診に必要とされる精密検査実施方法及び精度管理の向上
- 2 一次検診機関との連携確立
- 3 精密検査実施協力医療機関の登録による要精検者の利便と精検受診率の確保
- 4 大腸がん検診精密検査結果の確実な把握

II 登録の条件

- 1 大腸がんの診断・検査に習熟した医師が診察すること
診察する医師は、消化器関係施設等（自機関を含む。）において十分な経験・研修歴を有すること
- 2 担当医師等は、更新申請までに、部会が指定する研修会に出席すること
- 3 自機関において、①全大腸内視鏡検査、又は②S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線（二重造影法）検査のうち、①②いずれかの実施が可能であること
- 4 精密検査に耐え得る大腸内視鏡検査並びに大腸X線検査が出来ること
- 5 所属郡市医師会会長の推薦があること。（ただし、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会大腸がん部会（以下、「部会」という。）の承認をもって推薦に代えることができる。）

III 登録の期間

- 1 登録の期間は、部会において登録が承認された日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とし、2年に1回定期更新するものとする。
ただし、定期更新以外で登録（7月、11月、3月）するものについては、登録が承認された日から次期定期更新までの期間とする。
- 2 上記IIの条件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

IV 遵守事項

- 1 精密検査の結果は、大腸がん精検記録票により、必ず鹿児島県医師会又は一次検診機関へ報告すること（記録票の提出がない場合、後日、未受診者として追跡調査の対象となる。）

- 2 症例により、部会から求められたときは、X線写真・内視鏡写真等の資料を部会に提出すること
- 3 生検・ポリペクトミー（内視鏡的切除）・手術症例は、病理組織診断名まで報告すること（他機関での手術を含む。）
- 4 追跡調査に積極的に協力すること
- 5 がん登録等の推進に関する法律第6条第1項のがん届出対象情報の届出が義務づけられている医療機関にあつては、当該義務を遵守すること
また、同法に基づく知事の指定を受けていない診療所にあつては、積極的に指定申請を行うよう努めること
- 6 登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を鹿児島県医師会あて報告すること

V 登録後の措置

申請書に基づき、部会の審査を経て登録された精密検査実施協力医療機関は、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会が刊行する「鹿児島県大腸がん検診精密検査実施協力医療機関登録名簿」に掲載し、事業の実施主体である市町村は、その名簿に従い、要精検者に対し利便を図るものとする。

VI その他

その他の必要な事項は、別に定める。

大腸がん検診精密検査実施協力医療機関 登録申込要領

申込医療機関は、所定の申請書を所属郡市医師会を経て、鹿児島県医師会地域保健課まで送付する。

医師会に属さない医療機関は、直接鹿児島県保健福祉部健康増進課へ申請する。

鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会大腸がん部会